

## 北海道法学教育プロジェクト：地域のリーダーを育成するための法教育



### <プロジェクト代表>

河森 計二

### <プロジェクト担当者>

石黒 匡人 小倉 一志

片桐 由喜 多木誠一郎

岩本 尚禧 國武 英生

小林 友彦 齋藤健一郎

永下 泰之 坂東 雄介

南 健悟

### <プロジェクト補助>

松浦 ゆかり

## 本プロジェクトの概要

本学の卒業生が北海道地域のリーダーとして活躍するためには、この地域に密着した法的素養を備えることが不可欠である。

従来は全国で画一的に講じられることの多かった法学教育であるが、北海道に特有の法的諸問題について、複数の法分野を横断し、他大学の研究者とも連携しつつ、かつ歴史学や社会学の知見にも触れ

ながら学際的に検討するアクティブラーニングの機会を与えることによって、より地域に根ざした実践的な教育を行うことが本プロジェクトの目的である。

本プロジェクトにおいては、学生が主体となって行ったヒアリング調査及び教員が北海道特有の法的諸問題について学生に素材を提供するための準備作業（研究会の開催・北海道判例集の補遺としての判例評釈の公表）を行った。



## 目次

本プロジェクトの概要 .....	1
目次 .....	2
学生主体のヒアリング調査 .....	3
教員主体の北海道法学教育プロジェクト .....	19

## 学生主体のヒアリング調査

本プロジェクトの遂行に当たっては、学生が地域のリーダーにとって必要な法的知識や地域で生じる法的問題に対する理解を深めることが重要であることから、道内各地に出向いて、地域の有識者等と意見交換やヒアリング調査を行った。ここでは、学生が主体となったヒアリング調査とその成果を紹介する。



## <1>公衆浴場における外国人受入れに関するヒアリング調査

✚ 日時：平成 27 年 11 月 24 日

✚ 研修の題目：公衆浴場における外国人の受入れに関する法的課題についてのインタビュー調査—小樽入浴拒否訴訟の確定から 10 年を経て

✚ 研修の場所：湯の花手宮殿（小樽市手宮 1 丁目 5）

✚ 学外関係者：株式会社アースキュア 常務取締役 渡辺陽太 氏

### ✚ 研修の概要

交換留学生と正規学生の計 13 名がいわゆる「小樽入浴拒否訴訟」の紛争発生地となった公衆浴場を訪問し、訴訟確定後の取り組みや、今後の外国人観光客やタトゥーのある観光客の受入れのあり方などについて同浴場の運営会社の常務取締役と意見交換することを通じて、グローバル化の影響を受けつつある小樽の観光業、特に公衆浴場業における国際化への現在の取り組みと法律面での課題について、理解を深めた。

### ✚ 研修の成果

- I. 訪問前に、外国人に対する入浴拒否の憲法上・国際法上の問題に関わる重要判例とされる「小樽入浴拒否事件」について検討するにあたって、小樽で本件紛争が生じた特有の経緯に注目して検討することで、法的論点の特性や判示内容についての理解を深めた。
- II. スペイン、中国、ドイツ、フランス、ロシアからの交換留学生と正規学生とがグループ討論することを通じて、訪問先企業への質問事項 8 点を取りまとめて事前に送付したことで（資料 1 参照）、訪問時において上記訴訟の経緯やその後の影響、外国人観光客の受入れに伴うビジネス・法務上の課題について詳細な回答資料の提供を受けることができた。
- III. 訪問先企業からも事前に外国人学生に対する質問事項 2 点を受領し（資料 2 参照）、訪問当日に学生から意見を聴取したことで、同企業が取ろうとしている国際化対応のあり方について、若年層・外国人といった視点から貢献することができた。

### ✚ その他特記事項

担当教員は、本企画において期待される学生への教育効果を説明した上で、先方企業への委嘱内容につき打合せを行った（11 月 12 日・学内）。

(ヒアリング調査資料1)

2015年11月18日

小樽商科大学・小林友彦

弊学学生による11月24日インタビュー時のお伺い事項

1. 個々の外国人に対して、マナーを守ることができるか否かをどのようにして確認されていましてでしょうか？ Did you accept foreigners such as Russian sailors if they had good manners? If so, how did you check their manners?
2. 2000年に訴訟が提起されたのは意外でしたでしょうか？その前にはどのような形で話し合いがなされたのでしょうか？ How, if any, did your company pursue an amicable solution before taken to the court?
3. マナーが悪いとか規則を破る日本人に対しては、どのような対応をなさっていたのでしょうか？ What was the basic rationale to squarely exclude foreigners? What about Japanese customers who don't follow bathing rules?
4. 各支店に、外国人または外国語を話す職員が何人くらいいらっしゃいますでしょうか？ How many foreign employees or staffs who speak foreign languages do you have?
5. 外国人を受け入れるようになった後、トラブルが増えているであるとか日本人のリピーターが減ったといった現象が生じましたでしょうか？ Did you experience decrease in the number of customers or profits, or increase of complaints/troubles since you started accepting foreign guests?
6. 日本人の常連の利用者から外国人のマナーの問題について苦情が来た場合、どのようにご対応なさいますでしょうか？ What would you do, e.g., apologize, separate or educate, when you received complaints from local customers about bad manners of certain foreign users?
7. 支店によっては、外国人観光客を主たるターゲットとする可能性がありますでしょうか？ Is it possible to prioritize foreign customers rather than Japanese clients (especially those who don't want to share the bath with foreigners)?
8. 現行の規則で、刺青があるが暴力団とは無関係であることが一見して分かる外国人についても入場は認められませんか？ Would you allow entrance of foreigners who have tattoos but apparently don't relate to yakuza?

平成28年3月15日

(ヒアリング調査資料2)

Questions for international students in OUC from Yunohana

1 How do you feel, female staff come and clean Mens' toilet or Bath area, when you are using there as customers?

(男性客としてトイレ又は浴室を利用中に女性スタッフが当該区画に立ち入って清掃業務をすることについてどう思いますか?)

Present situation; I am not sure fact, but most of owners of company in Japan, not bath business also others, may think females are more utility cleaning staffs than male staffs in job of cleaning, because females can come in both sexual area (toilet, bath and locker room, etc.). Of course, we tell females, who wants to work in our company as cleaning staff, about her job, in the some cases she need go to Men' s area, when she comes interview I am not sure of the begging of this situation, but I have seen female staff coming into Mens' toilet, bath area and locker room from when I was childhood.

(現状：実際の事情はわかりませんが、日本の多くの業界の経営者は、清掃業務においては女性スタッフの方が男性スタッフよりも、多くの区画に立ち入ることができる分、ユーティリティーが高いと考えているのかもしれませんが。もちろん、清掃スタッフの採用の面接に来る女性には、業務の中で男性浴室や男性トイレに行くこともあることは説明しています。いつ頃から始まったものか知りませんが、少なくとも私が子供の頃から、女性の清掃スタッフが、男性トイレや男性浴室、ロッカールームにおける清掃業務に従事しているのを見てきました。)

(Actually, in very rare case, there is opposite side situation; male (very old) staff come in female area for cleaning.)

(きわめて稀なケースとして、逆のこともあります；男性（極めて高齢）な男性が女性区画の清掃に従事すること。)

2 How do you think about the exception of prohibition on mix bathing in Japan? Mix bathing is basically prohibited in Japan (some Onsens are accepted by their vested right from long time ago), but until 12 years old (before graduate elementary school), children can come in the bath area of another sex with their parents in Hokkaido (Kyoto is until 8 years old, depending on each prefectures, and until 9 years old for bath in General Public Bath Association in Hokkaido (北海道浴場組合)).



（日本における混浴禁止の例外についてどう思いますか？日本では原則として混浴は禁止とされています（いくつかの温泉では昔からの既得権益として認められています））が、混浴禁止の例外として小学校卒業前の12歳までの子供は親同伴の元の混浴が認められています。（京都では9歳まで、各県毎で違います、北海道浴場組合では9歳までとしています。）

Present situation: I have read one article that one Japanese male was arrested in France, because he took bath with his daughter (9 years old). Her teacher doubted sexual violence on her by her father, when she read, "I like to take bath with my dad" in her writing assignment in her class. A lot of fathers tend to take bath with their daughters, until their daughters grow up as female in Japan.

（現状：ある日本人男性が9歳の娘と一緒に入浴したことにより、性的虐待を疑われて逮捕されました。娘が作文の宿題において「私はお父さんのお風呂に入るのが好きです」と読み上げたことから、彼女の担任が性的虐待を疑い警察に通報したということです。日本では多くの父親は彼らの娘が女性として成長するまで一緒に入ることが多いです。）

Let me know, Can mothers can take bath with her sons in your country?

（あなたの国では、母親でも同様のことが起こりますか？）

Let me know, if you have any idea about the borderline of age when fathers (mothers) should quit taking bath with their daughter (son) in your country?

（あなたの国で親が子供との入浴をやめるべき年齢の境界線について何らかの知識があれば教えてください。）



## ＜2＞ワークルール教育及び職場体験の実態に関するヒアリング調査

- ✚ 日時：平成28年2月23日
- ✚ 研修の題目：ワークルール教育推進をめぐる現状と課題—函館市の職業体験事業に関する実態調査を通じて
- ✚ 研修の場所：函館経営者協会、函館地方裁判所、函館朝市協同組合連合会
- ✚ 学外関係者：函館経営者協会・北海道労働委員会使用者委員 野崎隆夫 氏  
函館地方裁判所 所長・判事（当時） 山田陽三 氏  
函館朝市協同組合連合会 事務局長 松田悌一 氏

### ✚ 研修の概要

日本型雇用とよばれる雇用のあり方は変容しつつある。非正規雇用の増加、就業形態の多様化が進むとともに、職場では多様な労働問題が生じている。長時間労働やメンタルヘルスの問題、追い出し部屋による退職強要等の紛争が顕在化するとともに、職場のいじめやハラスメントなどの人間関係に起因する紛争も問題となっている。いわゆる「ブラック企業」と呼ばれる違法な働き方や、学生の「ブラックバイト」の実態も明らかになっている。

労働問題を自主的に解決するためには、個々がワークルールを適切に知る必要があり、自分自身で自分を守らなければならない状況にある。学校教育において、これから社会にでていく若者に対して、どのようにワークルールや職場の状況、キャリア形成のあり方を伝えていくかが重要な課題となる。

函館市では、キャリア教育の一環として、「はこだてっ子職場体験」事業が行われており、同事業は、生徒にとって有意義な職場体験を実施できるようにするとともに、「地域の大人が函館の子どもを育てる」という機運を醸成し、学校・家庭・地域（企業、関係機関等）が連携した教育活動を推進することを目的としている。学校教育における職業体験、ワークルール教育の実践的な取り組みであるとともに、学校・家庭・地域が連携して活動を推進している点においても、先進的な活動といえる。

そこで、今回の調査は、函館市において職業体験事業の目的やワークルール教育のあり方等についてヒアリングを行い、その事業概要を把握することを目的とするものである。

本調査では、函館経営者協会、函館地方裁判所、函館朝市協同組合連合会にヒアリング調査を行い、その結果をふまえ、学校教育におけるワークルール教育推進をめぐる現状と課題について検討を行う。

本調査にあたっては、小樽商科大学の國武ゼミに加え、北海学園大学の浅野ゼミと合同で実施した。本調査には、國武英生（小樽商科大学准教授）、浅野高宏（北海学園大学准教授・弁護士）、南健悟（小樽商科大学准教授）、高田英明（弁護士）が同行した。

### ✚ 研修の成果

次ページ以下のヒアリング調査報告書を参照。

#### ✦ その他特記事項

- (1) 担当教員は、本企画において期待される学生への教育効果について事前に質疑をし、訪問先の選定、質問事項（下記資料参照）、スケジュール等につき打合せを行った（12月28日）。
- (2) 調査終了後、学生により調査報告書を取りまとめた（下記調査報告書参照）。

(ヒアリング調査報告書)

## ワークルール教育推進をめぐる現状と課題 ～函館市の職業体験事業に関する実態調査を通じて～

### I 調査の目的と意義

日本型雇用とよばれる雇用のありからは変容しつつあり、職場では多様な労働問題が生じている。労働問題を自主的に解決するには、個々がワークルールを適切に知る必要がある。

函館市ではキャリア教育の一環として「はこだてっ子職場体験」事業が行われている。ワークルール教育の実践的な取り組みであるとともに学校・家庭・地域が連携して活動を推進している点においても、先進的な活動である。

そこで今回の調査は函館市において職業体験事業の目的やワークルール教育の在り方等についてヒアリングを行い、その事業概要を把握することを目的とする。

### II ヒアリングの概要

#### 1 函館経営者協会

##### ① 使用者・労働者双方へのワークルール教育の必要性、またそのメリット・デメリット

経営の悪化による企業の変化により、「企業が第一で労務は二の次」といった風潮が出てくるようになった。しかし、そのことにより労使間の法的なトラブルが多くなることとなった。そのような背景から、企業としてはワークルールの知識を身につけることによってトラブルを未然に回避できるし、労働者には仲間との連携や自分の身を守る手段として利用できるといったメリットがあると考えている。よって、ワークルール教育は労使ともに必要であると思われる。

##### ② 労働法の権利を主張する労働者はどう思うのか

現状、労働者が積極的に権利を申し出るケースは少ない。それゆえ権利のみを主張する人は、自己中心的な人だとみなされ得る。会社と争うのであれば、一人で主張するのではなく、労働組合に加入するなどして、仲間と共に会社と争う必要がある。地域ユニオン等に加入するという手もひとつであるが、金銭解決という選択肢を選ばざるを得ない場合が多いため、やはり自社の労働組合に加入するのが最も良いと考えられる。



##### ③ 法的におかしいと思った経験はあるか

自身として疑問に思ったことはなかったが、合同労組やユニオンなどからの団体交渉が適法なのかという問い合わせが多い。これらも適確な労働組合として認められるため、もちろん企業は団体交渉に対して誠意をもって応じる必要がある。

##### ④ これから社会に出る若者にどうなってほしいか

近年、私生活中心という勤労観やドライな人間関係が増加しているのに加え、メールなどにより、人と人との直接的なコミュニケーションが希薄になっている。相手の表情を読みとる能力が社会では重要なので、メールばかりではなく、直接言葉を交えてコミュニケーション能力を高めるべきである。そのためにも、社会に出る前に人間関係を構築できる力を育成する必要がある。

## 2 函館地方裁判所

### ① 労働審判制度について

労働審判制度とは、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、原則として3回以内の期日で、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的として設けられた制度である。函館裁判所長の山田判事は、この制度について、紛争を長期化させずに解決し、訴訟よりも費用も掛からないうえに、内容面も充実している画期的な制度であると仰っていた。

また、労働審判手続では、裁判官である労働審判官1名と、労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2名とで組織する労働審判委員会が審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた解決をするための判断（労働審判）をし、労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行する。

上記制度により、労働者も訴訟費用等の負担も少なくなるだけでなく、労働問題に対して、より権利を主張しやすい環境となったのではないだろうか。

### ② 函館地方裁判所での労働紛争の増減・労働事件類型について

近年、労働事件による訴訟は全国的に増加しているのに対し、函館地方裁判所においては、毎年ほぼ変わらない状況となっており、その件数についても少ないものである。このことより、函館の企業では、労務管理が適正に行われているか、もしくは、労働者や使用者が、ワークルールを知らないことにより、労働紛争が起こらないということが考えられる。

次に、函館地方裁判所における、労働事件の類型について。函館地方裁判所では、主に賃金未払い、地位確認、労働災害の労働訴訟が多いとされており、これは全国的に見ても同様である。近年では、うつ病等のメンタルヘルスが社会問題となっており、メンタルヘルスに関する労働災害の訴訟が増加し、裁判所の判決が、より注目されるようになってくるのではないだろうか。

### ③ ワークルール教育の必要性について

ワークルール教育の必要性について論ずるにあたり、自分を守ることができるのは自分しかいないということを考えなければならない。いざ自分が労働問題に直面した時に、ワークルールの知識等がないと、個人では容易に立ち向かえないのが現状である。また周りに相談できる人がいなければなおさらである。直接紛争を解決できることが理想であるかも知れないが、まずは労働問題についておかしいと気づく力をつけるという点で、ワークルール教育の必要性はあるといえる。

逆に、労働者が法律知識を身につけることによりかえって紛争化するというデメリットも考えられるが、函館裁判所長の山田判事のお話から分かるように、紛争化することはデメリットではなく、むしろメリットを含むということがいえる。

## 3 函館朝市協同組合連合会

### ① 朝市で職業体験を行っている理由はなにか (意義や始めたきっかけ等)

きっかけは旅行会社や学校からの要望があったため。現在は社会貢献や地域貢献のために行っている。

### ② 職業体験の応募は毎年どのくらいあるのか

修学旅行などの行事があるため、月によってばらつきはあるが、年間で約1500人程度の参加がある。



- ③ 貴連合会にとってこの取り組みを行うメリットや、取り組み前後の変化はあるか  
社会貢献を目的として行っているので、活動にメリットを求めているわけではないが、職業体験に参加してくれた子供たちがまた朝市に来てくれることは期待している。また、函館に体験学習を出来る場所があまりないので、修学旅行の誘致に繋がると考えている。
- ④ ワークルール教育についてご存知であるか  
今回の調査依頼が来るまで全く知らなかったし、自分を含め働いている人で気にしている人も少ないのではないかと思う。
- ⑤ ワークルール教育の一環として、職業体験が小・中学校のカリキュラムに組み込まれるとしたら、受け入れ側の負担はどのくらいあるのか  
カリキュラムに組み込まれたとしても、一応一日一校という線引きがあるのでそれほど大きな負担にはならないと考えている。
- ⑥ ワークルール教育を取り入れることに関して感じるメリット・デメリットがあるか  
メリットとしては、職場のトラブルから自分を守る武器になるから、知らない人は知識を身につけるべきだと思う。そうすることで、将来的にはブラック企業もなくなっていくのではないだろうか。デメリットは、ワークルールに縛られすぎることによって視野が狭くなってしまふことが懸念される。
- ⑦ 職業体験やワークルール教育を通じて、若者にこれからどのような社会人になってほしいとお考えか  
現在の若者はコミュニケーション力が不足していると思われる。そのため、上下の意思疎通が困難になり、ブラック企業を生み出す原因になっているのではないだろうか。よって、現在の若者は積極的に周りの人たちとコミュニケーションを取る必要があるのではないだろうか。
- ⑧ 実際に働いていて、労働時間等について法的におかしいとお思いになった経験はあるか  
たくさんあったが、私の場合は自分にとってプラスになるだろうと思い好んでやっていた。お金以上に経験を積むことが大事だと思う。



(ヒアリング調査資料)

## 函館ヒアリング調査 質問事項

小樽商科大学商学部企業法学科 國武ゼミナール

### 函館経営者協会

- ・使用者、労働者双方へのワークルール教育は必要か（メリット、デメリット）。
- ・労働法を知り権利を主張する労働者は、使用者にとってどのような存在か。
- ・会社を経営する中で「これは法的におかしいのではないか」と思った経験はあるか。
- ・実際に団体交渉やストライキを受けたことはあるか。
- ・労働紛争や裁判は増えてきているのか。
- ・アルバイトの年次有給休暇の認知度や取得率はどのくらいなのか。
- ・これから社会に出る若者にどうなってほしいか。

### 函館地方裁判所

- ・函館では労働紛争は増えているのか。年間どのくらいの紛争が、どのような手続きで処理されているか。
- ・労働紛争の類型としては、どのような事件があるのか。
- ・労働紛争に関して訴訟や労働審判を起こす労働者（or 被告や相手方となる使用者）に傾向や特徴はあるのか。
- ・労働審判では民間の審判員が紛争解決手続きに関与されていますが、通常の訴訟で裁判官のみで労働事件を担当して判断を下すのと、労働審判委員会で協議をして判断を下すのとでは、同じ事件でも見方や解決の在り方が違うのか。
- ・労働紛争には当事者の労働法に関する知識不足が原因となって紛争化していると思われるものもあると思うが、裁判所から見て、労働者や使用者に対するワークルール教育（労働法教育）の必要性を感じることはあるか。
- ・ワークルール教育についてどのように思うか。ワークルールの知識等があれば紛争解決率が上がるなどのメリットがある、または、かえって法律知識があるために紛争化してしまうデメリットなども考えられるか。

### 函館朝市協同組合連合会

- ・朝市で職業体験を行っている理由は何か。（意義や始めたきっかけ等）
- ・職業体験の応募は毎年どのくらいあるのか。
- ・職業体験をした学生からはどのような反応があるのか。（感想等）
- ・貴連合会にとってこの取り組みを行うメリットや、取り組み前後の変化はあるのか。
- ・ワークルール教育についてご存知であるか。
- ・ワークルール教育の一環として、職業体験が小・中学校のカリキュラムに組み込まれるとしたら、受け入れ側の負担はどのくらいあるのか。
- ・ワークルール教育を取り入れることに関して感じるメリット・デメリットがあるか。
- ・職業体験やワークルール教育を通じて、若者にこれからどのような社会人になってほしいとお考えか。
- ・実際に働いていて、労働時間等について法的におかしいとお思いになった経験はあるか。

## <3>消費者教育推進における北海道内市町村の課題に関するヒアリング調査

✚ 日時:平成 28 年 2 月 29 日

✚ 研修の題目:消費者教育推進における北海道内市町村の課題—旭川市の消費生活の実態と課題調査を通じて

✚ 研修の場所:旭川市消費生活センター

✚ 研修の概要

本ヒアリング調査においては、①旭川市の消費生活の実態と相談事例についての聞き取り調査及び、②未届老人ホームにおける問題点と現状についての聞き取り調査を行い、道内、特に旭川地域における消費者教育推進における道内市町村の課題や現状を把握した。

✚ 研修の成果

次ページ以下のヒアリング調査報告書を参照。



(ヒアリング調査報告書)

## 消費者教育推進における北海道内市町村の課題

～旭川市の消費生活の実態と課題調査を通じて～

### 1. 調査の目的

消費者を取り巻く社会の状況は大きく変化を続けている一方で、消費者自身もこれまでの受動的な立場ではなく、自立した消費者像が期待される社会になりつつある。平成 24 年 12 月の「消費者教育の推進に関する法律」の施行は、消費者が消費者市民社会<sup>1</sup>に参画していくための学びが必要であることを示している。しかし、消費者市民社会に参画する消費者といっても、地域によってその構成員の年代に大きな違いがある。札幌市の消費者被害の相談を年代別にみると 60 歳以上からの相談が年々増す傾向にあり、平成 22 年度からは全体の 3 割を占めている<sup>2</sup>。消費者が主体的に参画するためには、地域あるいは世代に応じた消費者を取り巻く課題を適切に知る必要がある。北海道内第二の都市である旭川市では、近時、未届有料老人ホームの問題が生じた。有料老人ホームは、老人福祉法第 29 条に規定された高齢者向けの生活施設であるが、この有料老人ホームを設置する場合、施設を設置しようとする地の都道府県知事に届出をしなければならない。この届出が行われていない施設は全国に数多く存在するが、厚生労働省の調査によれば北海道は未届施設が届出施設を大きく上回っている。なかでも旭川市はその傾向が顕著である。そこで今回の調査では、旭川市における高齢者を取り巻く消費生活の実態と未届有料老人ホームにおける問題点についてヒアリングを行い、その状況を把握することを目的とした。

### 2. 調査の実施日・概要

調査の実施日・概要はつぎのとおり。

実施日：平成 28 年 2 月 29 日（月）

実施場所：旭川市消費生活センター内会議室

概要：①旭川市の消費生活の実態と相談事例についての聞き取り調査

②未届老人ホームにおける問題点と現状についての聞き取り調査

---

<sup>1</sup> 消費者市民社会とは、「消費者が個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」とされる（消費者教育の推進に関する法律第 2 条第 2 項）。

<sup>2</sup> 札幌市消費者行政事業概要によれば、平成 25 年度の 60 歳以上からの相談は全体の 35.5% であった。

### 3. 調査

#### ①旭川市の消費生活の実態と相談事例についての聞き取り調査

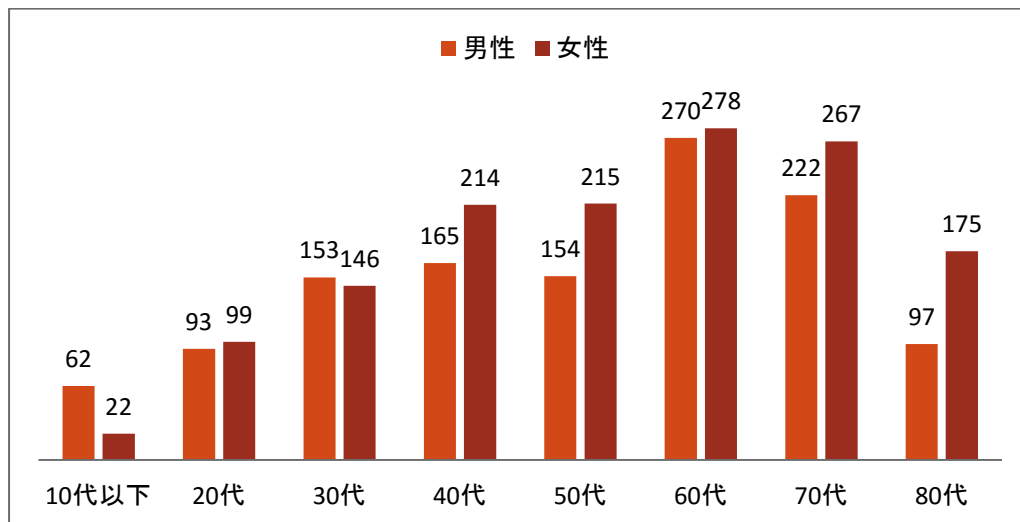
北海道保健福祉部の調べでは、旭川市は道内の人口 10 万人以上の 9 市の中で、第二の都市にもかかわらず高齢化率が第 3 位と高い割合値を示している<sup>3</sup>。高齢化率と消費生活相談の実態を把握・確認するため、旭川市消費生活センター所長ならびに相談員にヒアリングを行った。

旭川市の平成 26 年度消費生活相談件数は 2,798 件で、平成 25 年度の 2,809 件の 0.39%減となった。そのうち、近郊 7 町（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町及び東川町）の相談分は 119 件あり、近郊 7 町相談分（119 件）を除くと 2,679 件で、平成 25 年度における近郊 7 町相談分（120 件）を除いた 2,689 件と比較すると 0.37%の減で、いずれも前年度とほぼ横ばいであった。



消費生活相談の特徴としては、60 歳以上の相談件数の割合が、全国割合 36.6% に対し、旭川市の割合は 45.9%であった。平成 26 年度消費生活相談の年齢別受付件数では、60 代以上の相談が 1,309 件と年齢別全体の 49.73%を占める（図 1 参照）。

【図 1】平成 26 年度旭川市消費生活相談年齢別受付件数



（出典：旭川市消費生活センター「平成 27 年度消費者行政の概要」より）

<sup>3</sup> 北海道の高齢者人口の状況については、北海道保険福祉部高齢者支援局高齢者保険福祉課のホームページで公表している（最終確認平成 28 年 3 月 1 日：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/koureishajinkou.htm>）。因みに、道内の人口 10 万人以上 9 市のなかの第 1 位は小樽市の 36%であった。

また、旭川市の商品・役務別受付件数では、「運輸・通信サービス」674件（24.09%）、「金融・保険サービス」253件（9.04%）、「レンタル・リース・貸借」203件（7.26%）、「食料品」184件（6.58%）、「教養・娯楽品」181件（6.47%）であり（図2）、旭川市の商品・役務別相談件数は、全体的な傾向は全国と同じだが、実態としては保健福祉サービス、車、工事・建設に関する相談の割合が多いことがわかった（図3）。

【図2】旭川市の商品・役務別相談件数の上位品目

順位	1	2	3	4	5
旭川	運輸・通信	金融・保険	食料品	レンタル・リース	教養・娯楽品
全国	運輸・通信	金融・保険	食料品	教養・娯楽品	レンタル・リース

（旭川市消費生活センター提供の資料より抜粋）

【図3】相談件数の割合（%）が全国に比べて多いもの

	保健・福祉サービス	工事・建築・加工	車
旭川	4.5	4.4	3.5
全国	3.9	3.3	2.5

（旭川市消費生活センター提供の資料より抜粋）

保健・福祉サービスの具体的事例としては、老人福祉施設の入居に関するものとして、老人福祉施設の入居権の購入を勧誘されるなかで、東北の被災者ために入居権を一時的に購入してもらい、東北の被災者のために名義を貸してほしいとの勧誘に応じた消費者が、後日、事業者からの電話によって、他人に名義を貸すことは罪になるという言葉信じ、300万円を支払った事例などが紹介された。

## ②未届老人ホームにおける問題点と現状についての聞き取り調査

老人福祉法29条の有料老人ホームに該当するものの届出がされていない施設（以下、「未届有料老人ホーム」という。）が急増している。旭川市の高齢化率の実情にあわせて問題となった未届有料老人ホームの問題について、事業者側への融資等の観点から、実情を紹介いただくため北海道信用保証協会職員にヒアリングを行った。

旭川市の未届有料老人ホームの数は、届出をしている有料老人ホームの数よりも多い100余の施設がみられた。未届有料老人ホームでは、施設に対する行政の監視が行き届かず、防災面の対策・衛生面の対策など、高齢者の生活が脅かされる問題があり、一部の施設においては、問題が生じたとしても公表されないこともあるとのことである。また、介護保険制度の関係から、未届有料老人ホームに居住する高齢者の介護費用の負担について、いわゆる住所地特例の適用外により旭川市が年間3億円以上の介護費用の負担を余儀なくされた実情もある。介護費用の負担の問題については、平成27年4月の介護報酬改定にともない未届有料老人ホームにも住所地特例が適用されることとなり解決された。



防災面の対策・衛生面の対策など、高齢者の生活が脅かされる問題についての対応として、旭川市は届出を行っている施設か未届の施設か高齢者が判断できるように、平成27年4月16日より未届有料老人ホーム施設を旭川市福祉保険部指導監査課ホームページにおいて公表している<sup>4</sup>。

未届有料老人ホームが急増した背景としては、国が求める老人ホームの基準を満たすことができない事情とともに、未届有料老人ホームの場合、届出を行っている有料老人ホームの平均よりも月に10万円ほど安く利用できるとのことであった。旭川市で未届有料老人ホームが急増した背景としては、職員の方からは、さらに分析をしなければならないが、10万人以上の道内第二の都市という規模があること、高齢化率が高いこと、そして、空き家率も影響しているのではないかとの感想が示された。高齢化率にともない旭川市内の空き家率も高まり、建築業者などの事業者がこれら空き家を利用することで未届有料老人ホームの経営を行う実情を知ることができた。

---

<sup>4</sup> 平成28年2月22日現在、未届有料老人ホーム51について公表している。

## 教員主体の北海道法学教育プロジェクト

本学では、地域を志向した教育及び研究が重要視されているが、本プロジェクトでは昨年度に引き続き、北海道法学教育プロジェクトを立ち上げ、北海道特有の法的諸問題や北海道を舞台にした法的紛争について、地域の特徴等を踏まえた法解釈等を検討してきた。これは、研究面だけではなく、学生にとって身近とはいえない法学をよりわかりやすく、そして、学生がより身近な問題としてとらえ、その学習を促す効果があると考えた。そこで、昨年度のプロジェクトにおいて、北海道判例集を作成した。すなわち、昨年度は研究会の開催等も行い、北海道特有の法的諸問題にはどのようなものがあるのか、ということ在地元弁護士や他大学の研究者等を交えて意見交換等を行い、その成果として、北海道判例集等として公表し、学生向けの教材を開発した。本年度も引き続き、北海道法学の準備作業として、法学教育に関する研究会や札幌弁護士会所属の弁護士と共同研究会を開催し、最新の実践的な知見を得ることで、プロジェクト参加者の教育能力を向上させ、加えて、北海道判例集の補遺として、北海道で生じた裁判例の判例解説を学外にも公表することで大学以外での教育にも貢献した。そこで、以下では、簡単に、それらの成果について紹介する。

## ＜1＞北海道法学研究会の開催

(1)平成 27 年度 第 1 回 北海道法学プロジェクト研究会

日時:平成 27 年 11 月 4 日

場所:小樽商科大学ビジネス創造センターA 会議室

参加者:本学教員

報告者:小林 友彦(小樽商科大学准教授)

報告題目:米国ロースクールにおける法教育の動向—地域に根ざした法学研究・法教育への示唆

(2)平成 27 年度 第 2 回 北海道法学プロジェクト研究会

日時:平成 27 年 12 月 21 日

場所:小樽商科大学札幌サテライト小講義室

参加者:本学教員及び札幌弁護士会所属弁護士

報告者:永下 泰之(小樽商科大学准教授)

報告題目:北海道の建物賃貸借契約における冬期解約条項の有効性



## ＜2＞北海道判例集の補遺としての判例解説

平成 26 年度地域志向型教育研究プロジェクトでは、北海道で発生した法的紛争(判例)を紹介し、簡単な解説を行う北海道判例集を作成した。同判例集では、憲法(人権、統治)、社会保障法、刑法(総論、各論、特別刑法、刑事訴訟法)、民法(総則、物権、債権、親族)、商法(総則・商行為、会社法、保険法、海商法)、国際私法、労働法という複数の法分野のうち、北海道特有のないしは北海道を舞台とした裁判例について、学生向けに簡単な解説を付したものである。北海道判例集の作成及び発行は昨年度の成果となっているが、今年度は、補遺として、判例集とは別に北海道を舞台にした最高裁決定について本学の研究紀要である商学討究において公表した。当然のことながら、判例というものは、年々事例が積み重ねられ続け、昨年度発行した北海道判例集も陳腐化せざるを得ない。そこで、本プロジェクトでは、北海道判例集の「補遺」という形で、学生が法学をより身近に感じ、そして道内でどのような法的紛争が生じているのかを認識できるようにするため、北海道で生じた法的紛争について若干の解説を付して紹介したものである。また、道内の関係諸機関に広く配布することで、大学以外での教育にも貢献した。

(成果)

南 健悟「株式買取価格決定における収益還元法の採用と非流動性ディスカウント—セイコーフレッシュフーズ事件」商学討究 66 巻 4 号(2016 年 3 月刊行予定)